

さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金 Q & A

目次

| | |
|--|---|
| 【申請全般】 | 1 |
| Q 1 申請書の配布について。（配布方法・配布場所） | 1 |
| Q 2 申請手続きについて。（申請期間・申請方法） | 1 |
| Q 3 申請は先着順か。 | 1 |
| Q 4 給付のスケジュールについて。 | 1 |
| Q 5 交付申請の審査結果について通知はされるか。 | 2 |
| Q 6 なぜ、交付決定後でなければ、設備の契約、発注、購入等を行ってはいけないのか。 | 2 |
| Q 7 交付決定後に工事に着手するとしているが、見積書の取得や設備の購入予約は行っ てよいか。 | 2 |
| 【対象者】 | 3 |
| Q 8 補助金の対象となる中小企業者（法人）の要件は。 | 3 |
| Q 9 補助金の対象となる個人事業主の要件は。 | 3 |
| Q 10 補助金の対象とならないのはどのような者か。 | 3 |
| Q 11 補助金の対象とならない設備とはどのような設備か。 | 3 |
| Q 12 常時使用する従業員の定義は。 | 4 |
| Q 13 従業員数は支店の人数も含まれるか。 | 4 |
| Q 14 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。 | 4 |
| Q 15 いつ時点の従業員数か。 | 4 |
| Q 16 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合 は補助対象になるか。 | 4 |
| Q 17 「市内に所在する事業所」をどのように確認するか。 | 5 |
| Q 18 レンタルオフィス又はシェアオフィス事業を営んでおり、事業の用に供する設備 の更新で補助金申請をしたいが対象となるか。 | 5 |
| Q 19 建物及び設備はオーナーが所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っている。 その場合の交付申請書（様式第1号）の申請者欄は、建物及び設備のオーナーと借主のどち らになるのか。 | 5 |
| Q 20 建物はオーナーが所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っており、借主（テ ナント）が以前購入した空調設備の入れ替えを検討していて、新しい空調設備の契約や、費 用の支払もテナントが行う予定である。その場合の交付申請書（様式第1号）の申請者欄は、 建物のオーナーと借主のどちらになるのか。 | 5 |
| Q 21 どの時点で市内に事業所を有していればいいのか。 | 5 |
| Q 22 法人として申請する場合で、開業してちょうど1年のため、まだ確定申告書がない | |

| | |
|---|----|
| 場合、申請できないのか。 | 5 |
| 【対象設備】 | 6 |
| Q 2 3 「対象設備の更新」とは。 | 6 |
| Q 2 4 「メーカーにおける現行販売製品を対象」とは..... | 6 |
| Q 2 5 対象設備かどうかどのように確認すればよいか。 | 6 |
| Q 2 6 LED 照明機器の「エネルギー消費効率」や「モジュールの寿命」が分からない場合はどうすればよいか。 | 6 |
| Q 2 7 既存設備の型式がわからないときは。 | 6 |
| Q 2 8 消費電力やガス消費量はどのように調べてよいか。 | 6 |
| Q 2 9 更新する前と同等の設備とは。 | 6 |
| Q 3 0 いわゆる「旧世代 LED 照明」から、最新の LED 照明に更新の場合でも、エネルギーコストの節減に資すると考えるが、対象とならないのか。 | 7 |
| Q 3 1 工事施工とは、どの様な規模（程度）か。 | 7 |
| Q 3 2 空調設備とは、何を指すのか。 | 7 |
| Q 3 3 補助対象となる「高効率空調設備」の高効率とは、具体的にどの様な設備か。 ... | 7 |
| Q 3 4 省エネ基準達成率が 100%を達成しているかはどのように判断できるのか。 | 7 |
| Q 3 5 補助対象となる業務用冷蔵庫とは、何を指すのか。 | 7 |
| Q 3 6 プレハブ冷蔵庫・冷凍庫の場合、冷却ユニットのみの更新でも対象になるか。 ... | 8 |
| Q 3 7 「業務用」とは、いわゆる量販店等で購入できる機器ではなく、専門メーカー等を通じて購入できる機器を指すものか。 | 8 |
| Q 3 8 補助対象となる高効率業務用厨房機器とは、何を指すのか。 | 8 |
| Q 3 9 内炎式バーナーとは。 | 8 |
| Q 4 0 低放射バーナーとは。 | 8 |
| Q 4 1 低放射型ガス厨房機器かどうかを判断する基準は。 | 8 |
| Q 4 2 既存設備と同等の設備を導入する予定だが、一部の機能をカスタマイズ又は、オプションを付ける場合、その費用も補助の対象とすることは可能か。 | 9 |
| Q 4 3 導入する設備に係る対象経費は。 | 9 |
| Q 4 4 補助金の交付決定額は 5 0 0 万円未満（例えば 3 0 0 万）であったため、上限額まで追加で設備を導入することは可能か。 | 9 |
| Q 4 5 自社製品を導入した場合は補助の対象になるか。 | 9 |
| Q 4 6 自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。 | 9 |
| Q 4 7 関連事業者とは。 | 9 |
| Q 4 8 申請者がテナントビルのオーナーの場合、共用部分や管理室の設備は申請の対象となるのか。 | 9 |
| 【給付要件】 | 11 |
| Q 4 9 申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象となるか。 | 11 |
| Q 5 0 複数の事業所を有する事業者への補助は。 | 11 |

| | | |
|-------|---|----|
| Q 5 1 | 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方補助されるか。..... | 11 |
| Q 5 2 | 市税を滞納している場合、補助対象となるか。..... | 11 |
| | 【添付書類】 | 12 |
| Q 5 3 | 必要な添付書類は。..... | 12 |
| Q 5 4 | 固定資産税評価証明書と固定資産税納税通知書はいつ時点のものを提出すれば良いか。..... | 12 |
| Q 5 5 | 本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。..... | 13 |
| Q 5 6 | 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。..... | 14 |
| Q 5 7 | e-tax で確定申告した場合に必要なものは。..... | 14 |
| Q 5 8 | 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。..... | 14 |
| Q 5 9 | 個人事業主で確定申告の義務がない場合は。..... | 14 |
| Q 6 0 | 添付書類に記名したほうがよいか。..... | 14 |
| Q 6 1 | さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書はどのような場合に提出するのか。また誰に自署してもらうのか。..... | 14 |
| Q 6 2 | 貸借契約書は、全てのページの写しが必要か。..... | 14 |
| Q 6 3 | 見積書は、今回の補助金申請のために、改めて取得する必要はあるか。..... | 14 |
| Q 6 4 | 見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れているが問題ないか。..... | 14 |
| Q 6 5 | 見積書に、補助金申請とは関係のない内容が記載されているが問題ないか。..... | 15 |
| Q 6 6 | 複数の設置場所がある場合若しくは、複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか。..... | 15 |
| Q 6 7 | 設置場所見取り図は、指定の様式はあるのか。..... | 15 |
| Q 6 8 | 設置場所見取り図は、どの程度詳しく書くのか。（該当箇所の図面の写しを提出するのもよいか）..... | 15 |
| Q 6 9 | 設置場所の見取り図は、新しく導入する設備の設置場所を記載するのか。..... | 15 |
| Q 7 0 | 消費電力やガス消費量はなぜ記入しないといけないのか。..... | 16 |
| Q 7 1 | 提出書類で、設備の仕様がわかる書類とは何か。..... | 16 |
| Q 7 2 | 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、どのような書類が必要か。..... | 16 |
| Q 7 3 | 事前に書類を確認してほしい場合どこにどのように相談すれば、受け付けてくれるか。..... | 16 |
| | 【その他】 | 17 |
| Q 7 4 | 法人の場合、振込口座は代表者個人の口座など法人名義以外のものでも良いか。..... | 17 |
| Q 7 5 | 確定申告は必要となるのか。..... | 17 |

【申請全般】

Q 1 申請書の配布について。(配布方法・配布場所)

- 令和4年8月8日(月)から、市ホームページに申請書や記入例を掲載しています。
- 令和4年8月8日(月)から、市の各区役所情報公開コーナーでも、申請書を配布します。

Q 2 申請手続きについて。(申請期間・申請方法)

- 申請受付期間は、令和4年9月1日(木)から令和4年10月14日(金)[当日消印有効]までです。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送による申請としています。
- 普通郵便でも受け付けますが、書留又はレターパックなど、追跡が可能な方法による申請をお勧めします。(オンライン申請の対応はしていません。)

Q 3 申請は先着順か。

- 消印日等の基準による先着順での受付となり、全ての書類が揃った時点を受付日とします。
- 補助金の予算額に達し次第、受付を終了いたします。
- 同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。

Q 4 給付のスケジュールについて。

- ① 交付申請書の提出 ⇒ 交付決定通知書の発送
- ② 工事着手、完了報告書の提出 ⇒ 交付額確定通知書の発送
- ③ 請求書の提出 ⇒ 補助金振込

各種書類提出後、速やかに審査を行い、適正と認められたときは、受付日(全ての書類が揃った日)から2週間程度で各種通知書を発送します。書類等に不備があった場合は、補正をお願いすることになるため、手続に日数を要します。

補助金の振込については、請求書の受付から2・3週間程度で振込いたします。

なお、各期限までに書類等を提出されない場合は、補助の対象とならない場合があります。

※ 振込の印字は「サイタマシサンギヨウテンカイスイシンカ」です。通帳に表示されるのは11文字「サイタマシサンギヨウ」となります。

Q 5 交付申請の審査結果について通知はされるか。

- 交付申請書の審査結果に応じ、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を発送いたします。

Q 6 なぜ、交付決定後でなければ、設備の契約、発注、購入等を行ってはならないのか。

- 交付決定前の契約、発注、購入等を行っていた場合で、不交付となった場合には、申請者に不利益となることが想定されますので、交付決定後に契約、発注、購入等していただくように定めています。

Q 7 交付決定後に工事に着手するとしているが、見積書の取得や設備の購入予約は行ってよいか。

- 事業の主な行程としては、①見積書の取得、②契約、発注、購入等、③工事着手～工事完了（納品）、④請求、⑤支払い等が想定されます。

このうち、①見積書の取得に関しては、申請書添付資料でもあるため、申請前に行ってください。

購入予約については、契約、発注、購入等に該当しない工程となりますので、予約をして問題ありませんが、キャンセル料が発生する等、申請者に不利益となる場合が想定されますので、その場合は予約先にご相談ください。

【対象者】

Q 8 補助金の対象となる中小企業者（法人）の要件は。

- 中小企業者については、次の3つの要件全てに該当する必要があります。
 - ①市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有すること。
 - ②会社法第2条第1号に掲げるまたは準ずる会社であること。
株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、
合同会社、特例有限会社
 - ③中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下のいずれかを満たす）であること。
 - 資本金の額又は出資の総額
 - ◆製造業、建設業、運輸業等の場合・・・3億円以下
 - ◆卸売業の場合・・・1億円以下
 - ◆サービス業、小売業の場合・・・5,000万円以下
 - 常時使用する従業員の数
 - ◆製造業、建設業、運輸業等の場合・・・300人以下
 - ◆卸売業、サービス業の場合・・・100人以下
 - ◆小売業の場合・・・50人以下

Q 9 補助金の対象となる個人事業主の要件は。

- 個人事業主については、次の2つの要件全てに該当する必要があります。
 - ① 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有すること。
 - ② 従業員数についてはQ8の③と同様であること。

Q 10 補助金の対象とならないのはどのような者か。

- 会社法第2条1号に規定する会社以外の法人
 - ◆宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO法人
- 反社会的勢力（暴力団員等）
- 風営法に規定する業種のうち、性風俗関連特殊営業（ソープランド、ラブホテル等）。
(その他の風営法規定業種（バー、ゲームセンター、パチンコ店など）は、要件を満たした事業者であれば対象。)
- 宗教活動又は政治活動を目的とする者

Q 11 補助金の対象とならない設備とはどのような設備か。

- 経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」を受けている又は受ける予定のある設備

- 埼玉県による「CO2 排出削減設備導入補助金」の補助を受けている又は受ける予定のある設備
- 増設、リース品、レンタル品、割賦販売等により導入する設備
- 施工契約等を伴わない照明機器
- 交付決定の前に、契約、発注、購入等が完了している設備
- 不動産賃貸を業としているものが、賃貸用不動産の設備更新をする場合において、賃借人が事業用として使用しない設備

Q 1 2 常時使用する従業員の定義は。

- 常時使用する従業員数とは、「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。（労働基準法第 20 条、第 21 条）

基本的には、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 二か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

ただし、①については1か月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員数に数えます。

なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q 1 3 従業員数は支店の人数も含まれるか。

- 従業員数は会社全体の人数となります。本店以外の支社・支店等の従業員も含みます。

Q 1 4 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。

- 雇用形態がアルバイトやパートであっても Q 1 3 の除外条件に該当しなければ、従業員数に含まれます。

Q 1 5 いつ時点の従業員数か。

- 申請日時点の従業員数です。

Q 1 6 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は補助対象になるか。

- 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する個人事業主であれば、市外在住であっても補助対象となります。

Q 1 7 「市内に所在する事業所」をどのように確認するか。

- 添付書類チェックリストの不動産登記簿謄本、固定資産税評価証明書、固定資産税納税通知書又は貸借契約書で確認します。

Q 1 8 レンタルオフィス又はシェアオフィス事業を営んでおり、事業の用に供する設備の更新で補助金申請をしたいが対象となるか。

- 申請を行う事業者が、交付要件に該当している中小企業者であれば、対象者となります。

Q 1 9 建物及び設備はオーナーが所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っている。その場合の交付申請書（様式第1号）の申請者欄は、建物及び設備のオーナーと借主のどちらになるのか。

- 申請日時点での、設備の所有者を申請者としていただきますので、この場合はオーナーが申請者となり、申請者としてオーナーが新しい設備の契約や支払等を行う必要があります。

なお、この場合はオーナー及びテナントが、各種要件に該当する中小企業者であり、且つ、事業の用に供することが前提となりますので、テナントの確認のために「貸借契約書」や「誓約及び承諾書」の提出をお願いします。

テナントが不在（空室）である場合や、オーナー及びテナントが各種要件に該当しない場合は、補助の対象外となります。

Q 2 0 建物はオーナーが所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っており、借主（テナント）が以前購入した空調設備の入れ替えを検討していて、新しい空調設備の契約や、費用の支払もテナントが行う予定である。その場合の交付申請書（様式第1号）の申請者欄は、建物のオーナーと借主のどちらになるのか。

- 申請日時点での、設備の所有者を申請者としていただきますので、この場合はテナントが申請者となります。申請者は各種要件に該当する中小企業者である必要がありますのでご了承ください。

Q 2 1 どの時点で市内に事業所を有していればいいのか。

- 申請日時点で引き続き市内に事業所を有することが条件です

Q 2 2 法人として申請する場合で、開業してちょうど1年のため、まだ確定申告書がない場合、申請できないのか。

- 申請可能です。確定申告書に代わり、売上台帳等、事業の継続性を証明する書類をご提出いただき、併せてその旨（開業間もなく申告書がない旨）を添付書類チェックリスト等に記入の上ご提出ください。

【対象設備】

Q 2 3 「対象設備の更新」とは。

- 既存設備との入れ替えを指します。

Q 2 4 「メーカーにおける現行販売製品を対象」とは

- メーカーにおいて、廃版になっていない製品ということ指します。廃版でなければ、新品、中古、新古問わず対象となります。

Q 2 5 対象設備かどうかどのように確認すればよいか。

- 対象設備の種別ごとの基準に該当するかどうかは、製品カタログやホームページをご確認ください。もし、ご不明な場合は、メーカーや購入先へご確認ください。基準に該当することがわかるカタログやホームページの写しや、メーカーや購入先から入手した書類を申請書類に添付してください。

Q 2 6 LED 照明機器の「エネルギー消費効率」や「モジュールの寿命」が分からない場合はどうすればよいか。

- 製品カタログやホームページでご確認ください。もし、ご不明な場合は、メーカーや購入先へご確認ください。基準に該当することがわかるカタログやホームページの写しや、メーカーや購入先から入手した書類の写しを申請書類に添付してください。

Q 2 7 既存設備の型式がわからないときは。

- 製品に貼付されている製品表示に記載がないかご確認ください、書類に記入してください。若しくはメーカーや販売店にご確認いただき、書類に記入してください。型式がわかる製品表示の写真又は、メーカーや販売店から入手した書類の写しを申請書類に添付してください。

Q 2 8 消費電力やガス消費量は どうやって調べればよいか。

- 製品に貼付されている製品表示に記載がないかご確認ください、該当箇所の写真を申請書類に添付してください。若しくは、設備のカタログやホームページでご確認、又はメーカーや販売店にご確認いただき、消費電力やガス消費量を記入してください。消費電力やガス消費量が記載された、カタログやホームページの写し又は、メーカーや販売店から入手した書類の写しを申請書類に添付してください。

Q 2 9 更新する前と同等の設備とは。

- 入れ替え先の「部屋の広さ」や、機器の仕様（容量や馬力）と同程度の設備を指します。

Q30 いわゆる「旧世代 LED 照明」から、最新の LED 照明に更新の場合でも、エネルギーコストの節減に資すると考えるが、対象とならないのか。

- 対象となりません。本補助金では、より省エネ効果が高い、蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式から LED 照明機器への更新を対象としております

Q31 工事施工とは、どのような規模（程度）か。

- 単に電球の入れ替えや、シーリングライトの交換といった作業ではなく、照明機器そのものの入れ替え及び、入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事が伴うものを指します。

Q32 空調設備とは、何を指すのか。

- 固定式の家庭用又は、業務用のエアコンディショナーのみを指します。（移動式のスポットクーラー、ウインド形および冷房専用エアコンディショナー、扇風機、サーキュレーターは除く）

Q33 補助対象となる「高効率空調設備」の高効率とは、具体的にどのような設備か。

- 省エネ基準（トップランナー基準）100%以上を達成している又は、更新前の設備と、更新後の設備の消費電力を比べ、15%以上の省エネ改善効果があるものであれば、高効率空調設備と扱います。

Q34 省エネ基準達成率が 100%を達成しているかはどのように判断できるのか。

- 2022 年 9 月 1 日時点で有効な省エネルギーラベル、カタログやホームページ等で、省エネ基準達成率をご確認ください。

業務用空調設備については、省エネ法に基づき定められた 2015 年度省エネ基準値を達成しているかどうかで判断できます。

カタログやホームページ等の該当箇所の写しを申請書類に添付いただくか、もし見つからない場合は、販売店やメーカーにご確認いただき、販売店やメーカーから入手した、仕様がわかる書類を添付してください。

<参考>

省エネ型製品情報サイト（照明器具や、家庭用の空調設備・冷蔵庫・冷凍庫等の仕様を確認できます）

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q35 補助対象となる業務用冷蔵庫とは、何を指すのか。

- 冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫のみを指し、これ以外の機器は補助の対象外となります。

Q 3 6 プレハブ冷蔵庫・冷凍庫の場合、冷却ユニットのみの更新でも対象になるか。

- 冷却ユニットのみの更新では対象外となります。断熱パネルを含むプレハブ庫及び、冷却ユニットの全てを更新することで、エネルギーコストの節減効果がより高まると考えるため、冷却ユニットのみの更新は対象としておりません。

Q 3 7 「業務用」とは、いわゆる量販店等で購入できる機器ではなく、専門メーカー等を通じて購入できる機器を指すものか。

- 本補助金に「業務用」とは、事業用として使用する意味を指します。よって、事業の用に供するものであれば、いわゆる量販店等でも購入可能な（一般家庭でも使用可能な）機器も補助の対象となる場合があります。

Q 3 8 補助対象となる高効率業務用厨房機器とは、何を指すのか。

- 内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナーを搭載したもの、低輻射型ガス厨房機器、電磁誘導加熱方式による機器のみを指します。

Q 3 9 内炎式バーナーとは。

- ガスコンロに付いているバーナーの燃焼方式の一種で、炎が内向きに燃焼するタイプのことを指します。

Q 4 0 低輻射バーナーとは。

- 輻射熱を大幅に削減したバーナーの一種です。

Q 4 1 低輻射型ガス厨房機器かどうかを判断する基準は。

- 一般財団法人日本ガス機器検査協会による低輻射型ガス厨房機器の認証を受けている機器が対象となります。認証を受けている場合、製品自体に、低輻射型ガス厨房機器認証シールが貼付されていますので、そちらをご確認ください。

シールが貼られていない場合は、カタログやホームページで低輻射型ガス厨房機器と判断できる記載内容をご確認いただくか、若しくはメーカーや購入先にご確認いただき、低輻射型ガス厨房機器と判断できる内容の写しを申請書類に添付ください。

一般財団法人日本ガス機器検査協会HP：<https://www.jia-page.or.jp/>
以下のURLでメーカーや低輻射型ガス厨房機器として認証されているか（本補助金の対象製品か）の検索ができます。

認証製品検索HP：

<https://list.jia-page.or.jp/sys/prj/lowradiation/search>

Q 4 2 既存設備と同等の設備を導入する予定だが、一部の機能をカスタマイズ又は、オプションを付ける場合、その費用も補助の対象とすることは可能か。

- カスタマイズ費用やオプション部品は対象となりません。

Q 4 3 導入する設備に係る対象経費は。

- 対象経費は以下のとおりです。

| | |
|--------|--|
| 設備費 | 設備費、更新に必要不可欠な付属設備 |
| 工事費 | 更新設備の設置費や運搬費（配送料）、納品のための作業員出張費 |
| 対象外の経費 | 撤去費、処分費、既存設備の劣化等による現状復帰費、移設費、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、工事費以外の経費、増設されるもの、居住用途に係る設備の費用、設備の更新に不必要な経費、消費税及び地方消費税相当額、本事業以外においても使用することを目的としたもの |

Q 4 4 補助金の交付決定額は500万円未満（例えば300万）であったため、上限額まで追加で設備を導入することは可能か。

- 増額申請はできません。

Q 4 5 自社製品を導入した場合は補助の対象になるか。

- 自社製品又は、関連事業者に係る調達分について、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類のご用意いただき、申請してください。

Q 4 6 自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。

- 自社施工又は、関連事業者に係る施工については、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類をご用意いただき、申請してください。

Q 4 7 関連事業者とは。

- 連結子会社を含むグループ会社のことを指します。

Q 4 8 申請者がテナントビルのオーナーの場合、共用部分や管理室の設備は申請の対象となるのか。

- 共用部分の設備は対象となりません。事業の用に供している専有部分の設備は対象となります。そのほか、ビルオーナーが管理している管理室内の設備についてはビルオーナーの事業所として判断しますので、対象となります。

また、ビルの複数階の設備を更新する場合、中小企業者等が入居している階（部分）は対象となりますが、中小企業者等以外（大企業等）が入居している階（部分）や空室となっている階（部分）については対象となりません。

【給付要件】

Q 4 9 申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象となるか。

- 本補助金の交付後においても引き続き市内で当該事業を営む意思を有することが補助の要件であるため、申請日以降に市外に事業所を移転した場合は補助対象外となります。

Q 5 0 複数の事業所を有する事業者への補助は。

- 事業所数によらず1事業者につき、1回限りの補助申請で上限額が500万円となります。

Q 5 1 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方補助されるか。

- 事業者ごとの補助となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに補助されます。ただし、1つの補助対象設備に対し重複申請することはできません。

Q 5 2 市税を滞納している場合、補助対象となるか。

- 市税の滞納がないことを給付の要件としているため、補助対象外となります。また、市の貸付金の償還が滞っている場合、市の給付金等の返還義務を負っている場合についても補助対象外となります。

【添付書類】

Q53 必要な添付書類は。

- 下記の表のとおりです。

| | | 添付書類 |
|---------------|------------------|---|
| 法人 (中小企業者) | 申請書提出時 | 添付書類チェックリスト参照 |
| | 補助事業完了 報告書提出時 | ①設備を納品、工事等により導入し、その明細がわかる納品明細書、工事完了明細書、請求書等の書類(内訳として、設備の型番、台数、及び、設置工事費の記載があるもの) ②支払いを証する書類(預金通帳等) ③導入した設備の仕様等が分かる書類(カタログ等) ④導入した設備の設置済み写真及び導入した設備に貼付等されているメーカー名及び製品型番が明記された写真(複数台数の導入を行った場合は台数分) |
| | 補助金交付請 求書提出時 | ①補助金交付額確定通知書(様式第8号)の写し ②振込先口座が分かる書類の写し(金融機関名、支店名(金融機関・支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの) |
| 個人事業主 | 申請書提出時 | 添付書類チェックリスト参照 |
| | 補助事業完了 報告書提出時 | 法人(中小企業者)と同様 |
| | 補助金交付請 求書提出時 | 法人(中小企業者)と同様 |

Q54 固定資産税評価証明書と固定資産税納税通知書はいつ時点のものを提出すれば良いか。

- いずれの場合も令和4年度で最新のものを提出してください。

Q55 本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。

- 運転免許証、健康保険証、その他の公的機関が発行した身分証明書の写しなど、一点ご提出してください。（裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要）

【本人確認書類例】

- ・運転免許証
- ・旅券
- ・個人番号カード（個人番号部分は黒塗りにすること）
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・船員手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証
- ・宅地建物取引士証
- ・航空従事者技能証明書
- ・耐空検査員の証
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・教習資格認定証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・電気工事士免状、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・（国民）健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証
- ・国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、共済年金又は恩給の証書
- ・交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・生活保護受給者証
- ・雇用保険受給者証
- ・官公署が発行した顔写真付きの証明書が更新中の場合に交付される仮証明書、引替書類等
- ・学生証（顔写真あり）
- ・法人が発行した身分証明書
- ・写真付きの官公署の資格証明書

Q 5 6 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

- 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の控えの写しを提出してください。

Q 5 7 e-tax で確定申告した場合に必要なものは。

- e-Tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

Q 5 8 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。

- 確定申告書の控えと納税証明書その2（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

Q 5 9 個人事業主で確定申告の義務がない場合は。

- 令和4年度の市・県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控え（收受印の押印されたもの）で代用ができます。市民税・県民税申告書にて事業収入の有無を確認いたします。

Q 6 0 添付書類に記名したほうがよいか。

- 書類管理は厳重にいたしますが、ご不安な場合は裏面や余白等に申請者名等をご記入の上ご提出ください。

Q 6 1 さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書はどのような場合に提出するのか。また誰に自署してもらうのか。

- 事業所の所有者（オーナー）が申請する場合、且つ、その事業所を中小企業者（テナント）に貸している場合に提出してください。借主（テナント）に自署いただく書類です。

Q 6 2 貸借契約書は、全てのページの写しが必要か。

- 貸借契約書の一式をご提出ください。

Q 6 3 見積書は、今回の補助金申請のために、改めて取得する必要があるか。

- 製品の金額が変わっている場合や、製品が廃版となっている場合が想定されるため、できる限り最新の見積書を取得してください。

Q 6 4 見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れているが問題ないか。

- 問題ありませんが、万が一、補助金交付決定後に、製品の値上がりが判明した場合でも、交付決定額を増額することはできません。よって、できる限

り最新の見積書を取得してください。

Q 6 5 見積書に、補助金申請とは関係のない内容が記載されているが問題ないか。

- 問題ありませんが、本補助金申請の経費（設備費、工事費）に印を付けるなど、該当項目の明確化にご協力をお願いします。

Q 6 6 複数の設置場所がある場合若しくは、複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか。

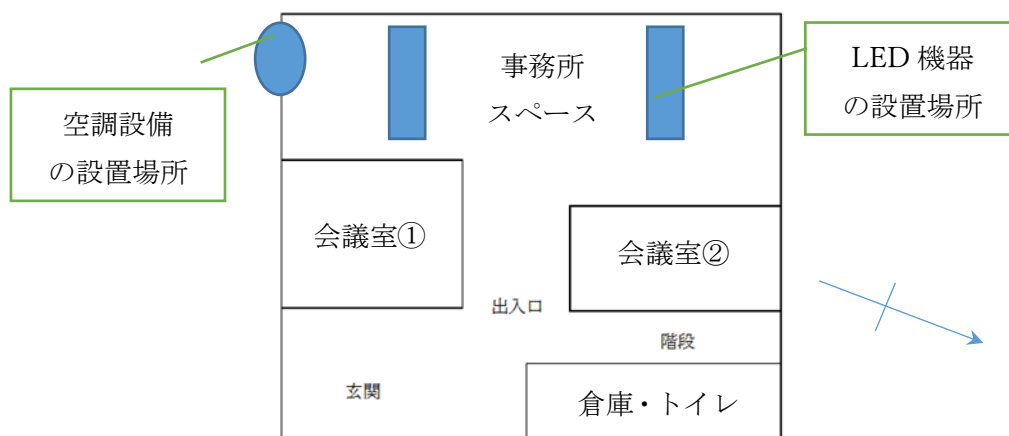
- 設置場所ごと、種別ごとに「更新設備シート」を作成し、申請書（様式第1号）に添付の上、申請してください。更新設備シートが複数枚になる場合、申請書（様式第1号）の表面の「設備費」「工事費」「補助対象経費」は更新設備シートの金額の合計金額を記載してください。なお、「更新設備シート」は申請書（様式第1号）裏面をコピー又は、市のHPからダウンロードしてください。

Q 6 7 設置場所見取り図は、指定の様式はあるのか。

- 様式の指定はありません。

Q 6 8 設置場所見取り図は、どの程度詳しく書くのか。（該当箇所の図面の写しを提出するのでもよいか）

- 次の例を参考に、作成いただき、更新設備の導入先を明示してください。手書きでも構いません。



事業所1階部分・全景

Q 6 9 設置場所の見取り図は、新しく導入する設備の設置場所を記載するのか。

- 設置場所見取り図は、新しく導入する設備の設置場所を記載ください。

Q70 消費電力やガス消費量はなぜ記入しないといけないのか。

- 当補助金は、エネルギーコストの節減に資する設備への更新を図ることで、企業活動における資金配分の適正化を支援することを目的としており、エネルギーコストの節減に資するかどうかを確認します。

Q71 提出書類で、設備の仕様がわかる書類とは何か。

- カタログやホームページの写し等。主にメーカー、設備名、型式、消費電力又はガス消費量がわかる書類を指します。

Q72 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、どのような書類が必要か。

- 内容変更等承認申請書（様式第5号）を提出してください。更新設備シートにご記入の上、変更内容に係る書類を全て添付の上、ご提出ください。

Q73 事前に書類を確認してほしい場合どこにどのように相談すれば、受け付けてくれるか。

- 事前確認は実施しておりません。記入例等を参照の上ご準備いただき、ご不明な場合はコールセンター（048-829-1408）までお問合せください。

【その他】

Q 7 4 法人の場合、振込口座は代表者個人の口座など法人名義以外のものでも良いか。

- 申請される法人名義のものでお願いします。

Q 7 5 確定申告は必要となるのか。

- 税務署や税理士などに税金上の取り扱いを確認したうえ確定申告を行ってください。